



国民年金

こんなときはどうなるの？

Q 最近結婚して、厚生年金に加入している夫の扶養になりました。今まで国民年金を納めていましたが、何か届け出は必要でしょうか？

A 国民年金の第3号被保険者になる届け出が必要です。この届け出は配偶者の勤務先を通じて、健康保険の扶養の届け出と一緒にすることになっています。国民健康保険に加入している人は、国民健康保険を脱退する手続きを保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所で行う必要があります。

また、第3号被保険者になると、国民年金保険料を個人で納める必要がなくなります。ただし、一度手続きした後も、配偶者が転職するときに厚生年金の加入期間に1日でも空白が生じるケースや、本人が短期間だけ勤めた後に退職し、再び配偶者の扶養となるケースでは、その都度手続きが必要となりますので注意しましょう。



Q 現在勤めている会社を辞め、2カ月後に新しい会社に勤めることが決まっています。年金は新しい会社でも今まで通り厚生年金に加入することになりますが、その間の2カ月間は国民年金に加入しなければならないのでしょうか？国民年金保険料を2カ月分だけ納めても掛け捨てにはなりませんか？

A 例え2カ月間であっても、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。この期間に納めた保険料は将来もらえる年金のうち、老齢基礎年金の年金額に加算されますので、掛け捨てになることはありません。

会社を退職したときには、退職日の分かるものや年金手帳などを持って保険年金課、下総・大栄支所で国民年金への加入手続きをしてください。

もし、扶養している配偶者がいる場合には、その配偶者も一緒に手続きして、国民年金保険料を納めることになります。

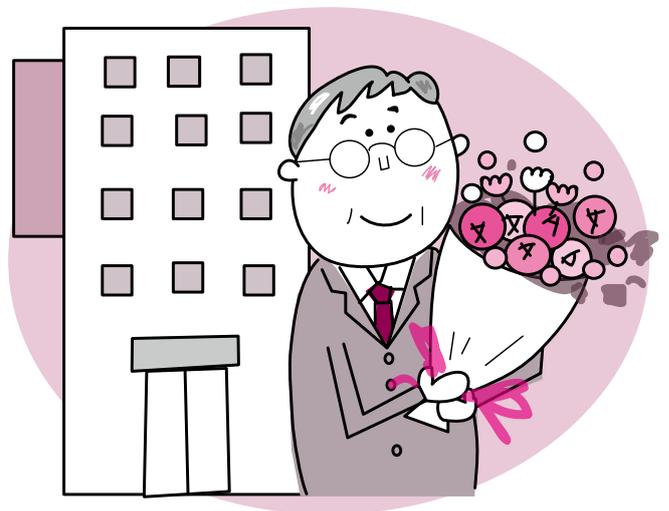
Q 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。わたしは55歳ですが、国民年金の届け出は必要ですか？

A 保険年金課、下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入することになっています。加入者は、第1号被保険者(学生、農業従事者、自営業者、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラリーマンなど)、第3号被保険者(サラリーマンの配偶者など)の3種類に分けられ、種別が変わるときは届け出が必要です。

あなたの場合、ご主人が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための届け出が必要となります。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めることになります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引されるお得な前納制度がありますので利用してください。



※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



男女共同参画の視点

仕事と生活 あなたのバランスは

休日のゆったりとした朝、子どもたちの様子がどこか弾んでいるような経験はありませんか。また、「仕事に行かないで」と言われた朝はなかったでしょうか。

家庭での時間や自分自身のための時間を得ることは、一人一人が自分らしい生き方を考える上での重要な要素となります。

例えば、あなたの労働時間は週何十時間になるでしょうか。家族と言葉を交わせる時間は、1日どれくらいですか。

今、仕事と私生活のバランス(ワーク・ライフ・バランス)の見直しが問われています。働き方を含めて自分の生活の質を見つめ直してみませんか。

「個人での改善は無理」と思わないでください。帰りづらいと退社を遅らせることはありませんか。会議のやり方や仕事の段取りの工夫を自身に課していますか。変化を求めることやアク



ションを起こすことが、ワーク・ライフ・バランスを実現するための第一歩だと思います。

仕事と私生活の調和のとれたバランス感覚を高めていきましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

商品先物取引の勧誘ルール変更 契約前にリスクを理解して

Q 商品先物取引の勧誘のルールが変更されたと聞きました。どのように変わりましたか。

A 6月に商品先物取引法施行規則が改正され、原則禁止されていた不招請勧誘(勧誘を要請していない消費者に対し、訪問または電話で勧誘すること)が、一定の条件で可能になりました。これにより、商品先物取引への投資を考えていない消費者が勧誘を受ける機会が増える可能性があります。

商品先物取引とは、将来の決められた時期に一定の価格で商品を買取することを、あらかじめ約束する取引です。実際に事業者を支払った金額の何倍もの取引ができるため、投資額以上の損失が生じる可能性もあり、仕組みが複雑でハイリスク・ハイリターンな取引です。

事業者から勧誘があっても、取引に関心がない、取引の仕組みが理解できない、リスクの大きさが理解できない場合は、勧誘や契約を断りましょう。困ったときや悩んだときは消費生活センターに相談してください。

なお、勧誘が可能になるのは、以下のいずれかの条件を満たす場合です。

○消費者が現在、FX取引、有価証券の信用取引などハイリス

クな取引を行っている場合

○次の条件を全て満たす場合

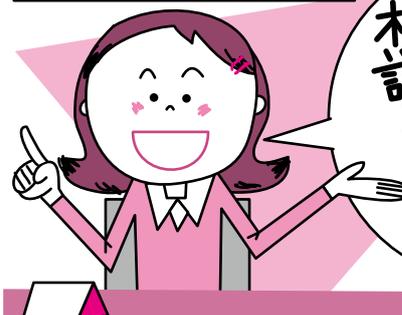
- ・65歳未満である
- ・年金等生活者でない
- ・次の①②いずれかの条件を満たしている

①年収が800万円以上、または金融資産を2,000万円以上有する

②弁護士や公認会計士、税理士など特定の資格を有する

条件を満たした場合であっても、取引のリスクについて消費者が理解していることを、契約前にテスト方式により確認することが事業者には義務付けられています。

消費生活センター



困ったときは
悩んだときは
相談してください

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。